改正後	現行	備考	差異
ファームバンキング/ホームバンキング利用規	ファームバンキング/ホームバンキング利用規		
定	定		
相生市農業協同組合	相生市農業協同組合		
1 ファームバンキング/ホームバンキング	1 ファームバンキング/ホームバンキング		
ファームバンキング/ホームバンキング(以下、「本サービス」といいます。)は、パソコンなど当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます。)からの依頼に基づき、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、振込・振替手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、		ダイヤルホン、プッシュホン、ファックス、通知サービス、情報案内サービスのサービス終了に伴い、関連する記述を削除。以下、同文。	削除
契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サー ビスを利用してください。	契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。		

改正後	現行	備考	差異
	6 通知サービス		<u>削除</u>
	通知サービスとは、契約に基づき、契約者が当組合あて利用申		削除
	込書により届け出たサービス利用口座に対する振込、取立て、自		
	動引落および入出金明細をサービス利用者の端末に自動通知する		
	サービスをいいます。		
<u>6</u> 照会サービス	7 照会サービス		変更
7 振込・振替サービス	8 振込・振替サービス		変更
8 取引内容の記録等	9 取引内容の記録等		変更
9 サービス利用手数料等	10 サービス利用手数料等		<u>変更</u>
(2) 本サービスによる振込に当たっては、「7 振込・振替サービス」	(2) 本サービスによる振込に当たっては、「 <mark>8</mark> 振込・振替サービス」		変更
における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処	における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処		
理時に支払指定口座から引き落とします。	理時に支払指定口座から引き落とします。		
<u>10</u> 暗証番号、セキュリティ等	11 暗証番号、セキュリティ等		<u>変更</u>

現行	備考	差異
12 解約等		<u>変更</u>
<u>13</u> 移管		<u>変更</u>
<u>14</u> 免責事項		変更
ス(3) 当組合が「4 本人確認」に従って本人確認を行ったうえで取		変更
引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、暗証番号等に		
つき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があって		
も、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なも		
のとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は		
責任を負いません。		
ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた		
▲ 不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後記「 <u>15</u>		
本サービスの不正使用による振込等」による補てんの請求をす		
ることができます。		
15 本サービスの不正使用による振込等		変更
	12 解約等 14 免責事項 (3) 当組合が「4 本人確認」に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、暗証番号等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後記「15本サービスの不正使用による振込等」による補てんの請求をすることができます。	12 解約等 14 免責事項 (3) 当組合が「4 本人確認」に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、暗証番号等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、損害の発生が盗取された暗証番号等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、個人の契約者は後記「15本サービスの不正使用による振込等」による補てんの請求をすることができます。

改正後	現行	備考	差異
<u>15</u> 届出事項の変更等	16 届出事項の変更等		<u>変更</u>
<u>16</u> サービスの休止	<u>17</u> サービスの休止		<u>変更</u>
<u>17</u> サービスの廃止	<u>18</u> サービスの廃止		変更
<u>18</u> 本規定の変更	19 本規定の変更		変更
(1) 当組合は、「 <u>17</u> サービスの廃止」に基づく他、必要に応じて	(1) 当組合は、「 <u>18</u> サービスの廃止」に基づく他、必要に応じて		<u>変更</u>
本規定の内容および利用方法(当組合の所定事項を含みます。)	本規定の内容および利用方法(当組合の所定事項を含みます。)		
を変更することができるものとします。本規定は民法に定める	を変更することができるものとします。本規定は民法に定める		
定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状	定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状		
況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法	況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法		
の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。	の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		
			ats est
<u>19</u> リスクの承諾	20 リスクの承諾		<u>変更</u>
<u>20</u> 関係規定の適用・準用	21 関係規定の適用・準用		<u>変更</u>

改正後	現行	備考	差異
21 契約期間	22 契約期間		<u>変更</u>
22 譲渡、質入れ等の禁止	23 譲渡、質入れ等の禁止		<u>変更</u>
23 準拠法・合意管轄	24 準拠法・合意管轄		<u>変更</u>

附則

(実施日)

この規定は、2025年12月1日から実施する。